# 第十期東京都障害者施策推進協議会第3回専門部会 議事テーマ(論点)

# 議事(1)「障害者の就労支援策の取組状況」

内容	実績・分析	課題
東京都の障害者雇用をめぐる状況	<ul> <li>○民間企業における障害者雇用は、新型コロナの影響で一時落ち込んだが、R3年度以降は持ち直し。</li> <li>○特に精神障害者の新規求職件数はコロナ禍前の水準を上回っており、精神障害者を中心に求職活動の活発化を予想。</li> <li>○R4年実績は発達障害者の就職率が大幅に上昇。難病疾患の就職率は低下(H30年実績比)</li> <li>○特別支援学校(知的障害)の企業就業率について、全国平均が低下傾向。都の実績はほぼ同水準。</li> </ul>	<ul><li>●精神障害者・難病患者に対する 就労支援策が必要。</li><li>●民間企業における法定雇用率の 上昇に対する方策。</li></ul>
地域にお ける就労 支援体制	<ul><li>○区市町村就労支援センターにおける登録者数は 増加。就職者数は横ばい。</li><li>○障害者就業・生活支援センターにおける登録者数 及び就職者数は、増加傾向。</li></ul>	●民間企業における法定雇用率の 上昇を見据えた職場定着への支 援。
福祉施設 から一般 就労への 移行	○福祉施設から一般就労への移行者数は、R2年度に新型コロナの影響で一時落ち込む。R3年度以降は回復。 ○第6期計画の成果目標に対しては、概ね8割程度の達成率となる予定。	●民間企業における法定雇用率の 上昇を見据えた一般就労への移 行促進。
成果目標の考え方	○国の基本指針に準じて設定。	_
工賃の状況	○都の平均工賃は、R2年度に新型コロナの影響で 一時落ち込む。R3年度以降は回復傾向。	●次期「工賃向上計画」(R6-R8)と の整合性をとりつつ、必要な取 組を行う。
工賃向上 に向けた 取組	○新規事業「生産活動に係る営業開拓等支援事業」 により、就労継続支援B型事業所と企業との間で 仕事のマッチングができる環境(東京都障害者施 設生産活動応援センター)を構築。	<ul><li>●従来の事業の着実な継続。</li><li>●新規事業による就労継続支援 B</li><li>型事業所の活性化。</li></ul>

## <テーマ>

- 〇 障害者の一般就労への支援に必要な施策とは
- 〇 福祉施設の工賃向上に必要な施策とは





### 議事(2)「共生社会実現に向けた取組状況」

内容	実績・分析	課題
差別解消に向けた取組	○「情報保障」「情報アクセシビリティ法」「東京都手話言語条例」に関するページを作成。 ○都・区市町村職員向け研修会を開催し、都職員や区市町村職員への情報共有等を実施。	●改正障害者差別解消法の施行(R6 ~)に向けた取組。 ●区市町村連絡会の開催による区市町村との連携強化。
相談受付状况等	<ul><li>○相談者は当事者が約6割を占め、当事者の障害種別は精神障害・発達障害が最多(約3割)。</li><li>○相談分野の分類では、「行政機関等」に関することが最も多く、次いで「サービス(飲食等)」。</li></ul>	●差別解消・合理的配慮の普及に資するよう、相談受付状況を関係者へ共有し、施策へ活用。
主な相談事例	<ul><li>○障害名のみで障害特性を決めつけ、サービスを拒否された事例あり。</li><li>○当事者がサービス提供者(主催者)に何度も同じ要望を繰り返し、個別対応で対応している事例あり。</li></ul>	<ul> <li>●障害名のみで障害特性を決めつけ、本人の障害特性や状態を確認しないままサービスを拒否することは望ましくないことの普及啓発が必要。</li> <li>●不特定多数の方から同じ合理的配慮の提供を求められる場合は、それをルール化するなどの「環境の整備」についても検討が必要。</li> </ul>
都内におけ る障害者虐 待の状況	○虐待認定を受けた事例の虐待行為の類型は、身体的虐待が最も多く、全体の約4割。次いで心理的虐待が多く25%。	●相談・通報先の周知・普及。
ヘルプマー ク・ヘルプ カード取組 状況	<ul> <li>○ヘルプマークの認知度は、令和元年度の59.0%から令和3年度には64.9%に上昇。</li> <li>○ヘルプカードは、島嶼部を除く都内53区市町村で導入。また、全国においても令和2年3月末現在、1道24県622市町村で活用。</li> </ul>	●さらなる認知度の向上等に向け、 都民への普及啓発を継続。
計画進捗状況(理解促進、情報保障関係)	○一部の事業を除き、新型コロナの影響で令和2~3 年度に中止となっていた事業が再開。	●R5年度末目標に向けて引き続き 事業を推進。新たな項目について の新規目標を設定。
手話言語条例関連施策	<ul><li>○条例の各条項で定められている内容について、対応 した取組が必要。</li></ul>	●条例の各条項で定めた内容について、対応した取組・関連事業を 実施。
読書バリア フリー基本 計画	<ul><li>○読書バリアフリー基本計画で規定されている各項目 に対応した取組が必要。</li></ul>	●国の基本計画で定められた項目 を障害福祉計画に適切に定め、関 連事業を実施。
障害者支援 に関する普 及啓発	○障害のある方が支援を求めている状況に遭遇した際に、積極的に手助けを行うことができる雰囲気の醸成が必要。	●雰囲気の醸成に向けた新たな意 識啓発等の取組の検討。 ●事業展開の際は、当事者のご意見 を踏まえて方針を決定する必要 あり。

## <テーマ>



- 〇 障害者差別・虐待防止に向けて必要な取組とは
- 障害者の情報バリアフリーの推進に向けて必要な取組とは
- ○「誰もが助け合う共生社会の実現」に向けた効果的な新たな取組とは

